

田野町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止と快適な生活環境の創造を図るため、田野町が交付する浄化槽設置整備事業補助金に係る補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 新築 家屋を新たに建築するもの
- (3) 改築 家庭排水箇所のみを改築するもので、汲み取り式及び単独浄化槽から合併処理浄化槽へ転換するもの

2 前項によるもののほか、この要綱における用語の定義は、浄化槽法及び関係法令の規定による。

(補助金の交付)

第3条 田野町長は当町全地域において、住宅を新築又は改築することにより、次条に該当する浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査、又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (3) 浄化槽法に違反した行為があつて2年を経過しない者で、同法上の権限を有する行政官から補助対象としないよう要請があつた者
- (4) 建売住宅・モデルハウス等営業用建築物を設置する者。ただし、売買契約等により購入者が確認できる場合にはこの限りではない
- (5) 店舗等との併用住宅において、住宅部分の床面積が2分の1未満のものを設置する者
- (6) 町税及び県税等全般に滞納がある者
- (7) 家屋の新築若しくは増築をする際に浄化槽を設置する者又は既設の合併処理浄化槽の更新若しくは改築をする者で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないもの

ア 他の市町村からの転入又は同一市町村の下水道等の集合処理施設に接続している家屋からの転居により家屋を新築する場合、子どもが分家独立した際に家屋を新築する場合、賃貸住宅から転居して家屋を新築する場合等の既存の汚水処理未普及解消につながる場合

イ 災害により必要となった家屋の建て替えに伴い設置する場合、災害により故障した浄化槽の更新又は改築をする場合等の災害復旧対応に資する場合

(補助対象浄化槽等)

第4条 補助金の交付の対象とする浄化槽は、次の各号に掲げる条件を全て満たす浄化槽とする。

(1) 浄化槽法第4条第1項の規定による構造基準に適合するもの。

(2) 補助指針の適用となる処理対象人員が10人槽以下の合併処理浄化槽とする。

2 補助金の交付の対象とする工事の範囲は、前項の浄化槽(附属設備を含む。)の設置及び配管(当該浄化槽への排水導入及びそれからの処理水放流に係るものであって、当該建築物の外部で敷地内のものに限る。)とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象たる浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表第1欄に掲げる区分につき、それぞれ同表第2欄に定める額を限度とする。

(補助金交付申請書等の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し

(2) 設置場所の案内図

(3) 住宅等を借りているものは、賃貸人の承諾書

(4) その他、町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知書類)

第7条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書(第2様式)により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書(第3様式)によりそれぞれ通知する。

(変更承認申請書等)

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定通知書を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、当該補助金交付決定通知を受けたのち、補助金交付申請の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに変更等承認申請書(第4号様式)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業化予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、事業完了予定年月日から10日以内又は当該年度2月20日のいずれか早い日までに町長に報告してその指示を受けなければならない。

3 補助対象者は、当該補助事業の属する年度に7年を加えた年度の末までに補助対象浄化槽を廃止しようとするときは、第1項に準じた承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1ヵ月以内又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(第5号様式)に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し、又は補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類
- (2) 浄化槽法定検査申込書の写し
- (3) 浄化槽本体とその設置に係る工事費の出来高明細書及びその工事請負契約書(平成元年2月8日付け衛浄第8号厚生省浄化槽対策室長通知(以下「衛浄第8号通知」という。)の別添モデル契約書によることが望ましい。)並びに支払金額収書の写し
- (4) 次の浄化槽設置工事写真一式(衛浄第8号通知の別紙の1による。
 - ア 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
 - イ 基礎工事の状況を示す写真
 - ウ 据付工事の状況を示す写真
 - エ かさ上げの状況を示す写真
- (5) 衛浄第8号通知の別紙の別表チェックリスト(当該工事担当浄化槽設備士(昭和62年度以前の当該資格取得者にあっては、建設大臣及び厚生大臣が指定した「小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会」を受講した者に限る。)が署名押印したもの)

(交付額の確定)

第10条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付の額を確定し、補助金交付額確定通知書(第6号様式)により、速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求及び支払)

第11条 町長は、前条の規定による補助金交付額の確定後、補助金交付請求書(第7号様式)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消し)

第12条 町長は、補助金対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、該当取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(現場確認等)

第 14 条 町長は、補助事業を適正に執行するため、あらかじめ指定した検査職員に命じ、補助対象浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認させるものとする。

2 補助対象者、当該工事を担当する浄化槽設備士等、検査職員から要請があった者は、前項の現場確認に立ち会わなければならない。

3 町長又は検査職員は、補助事業の適切な実施の観点から、補助対象者及び関係業者に対し、補助事業又は当該浄化槽の状況について、改善、報告等を求めることができる。

4 補助対象者及び関係業者は、前項の要求があったときは、それに従わなければならない。

(譲渡等の届出)

第 15 条 補助対象者は、補助対象浄化槽を他の人に譲渡等したときは、その相手人に関係書類の引継ぎ及び浄化槽管理の説明を実施するとともに、1 ヶ月以内に町長に譲渡等届出書（第 8 号様式）を提出しなければならない。

2 前項の譲渡等を受けた者は、この要綱及び関係法令上の地位を継承するものとする。

3 第 1 項の譲渡等を受けた者は、厚生省関係浄化槽法施行規則第 36 条第 3 項の規定により、1 ヶ月以内に所轄保健所長に浄化槽管理者変更報告書（高知県浄化槽事務取扱要領第 9 号様式）を提出しなければならない。

4 補助対象浄化槽を相続した者については、前 3 項を準用する。

(情報の開示)

第 16 条 補助事業又は補助事業者に関して、田野町情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、同条例第 9 条に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示する。

(その他)

第 17 条 町長は、補助対象浄化槽の浄化性能、耐久性等の確保、補助金交付目的の成就等の観点から、設置工事基準その他を、別に定めることができる。

2 この要綱にさだめるもののほか、この補助金の交付要綱に必要な事項については、田野町各事業補助金交付規則（昭和 50 年規則第 4 号）の定めるところによる。

附則

1 この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

2 この要綱の改正は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

3 この要綱の改正は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

4 この要綱の改正は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

5 この要綱の改正は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

6 この要綱の改正は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

別表 (第5条関係、補助限度額)

1. 浄化槽区分	2.限度額
5 人槽	332,000 円
6～7 人槽	414,000 円
8～10 人槽	548,000 円